地域住民の皆様へ

一般財団法人茨城県環境保全事業団 理事長 横山 伸一

新産業廃棄物最終処分場に係る建設工事期間中の交通安全対策及び環境保全対策について

新産業廃棄物最終処分場の整備につきましては、日頃より多大なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当事業団では、地域住民の皆様にご安心していただくため、建設工事期間中の交通安全対策及び環境保全対策として、下記のとおり実施してまいります。引き続き工事着工後も情報提供を行い、必要な対策を実施してまいりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 工事用車両の運行経路は、2027年3月に予定する新処分場供用開始に併せて整備される新設道路の供用開始前は別図1のとおり、供用開始後は別図2のとおりとし、他の経路は運行しません。
- 2 梅林通りを通過する工事用車両の運行時間は、8時30分から夏季であっても20時までとするよう請負業者を指導します。ただし、退勤時間帯の交通量の低減や大型の建設機械の搬入については、事前に地元と協議し、請負業者と調整した上で、地域住民の皆様のご迷惑とならないよう配慮します。

また、下校時間については、地元と協議の上、シルバー人材センターを活用した立哨の確保など 必要な対策を実施します。

- 3 新設道路供用開始前に梅林通りを運行する工事用車両の台数は、運行日1日あたり片道30台を上限とします。万が一、その台数を超える工程が予想される場合には、地元と事前に協議します。また、梅林通りを運行する工事用車両の台数を可能な限り少なくするように工事資材の調達方法を工夫します。
- 4 生活環境影響調査の結果に基づき、別表1のとおり環境保全対策を実施します。また、別表2を 基準として有識者からの意見を踏まえた環境モニタリングを実施して、結果をホームページ等で 公表します。
- 5 工事用車両の運行について、運転管理者に対して交通安全に十分配慮するよう指導監督します。 また、周辺住宅等への騒音、振動の影響の防止のため、急発進、急ブレーキを行わない等、交通マナーの徹底を図るよう指導します。
- 6 工事用車両には標識等の掲示を義務づけ、他の一般車両と区別ができるように対応します。
- 7 安全対策には万全を期します。なお、万が一事故が発生し、地域住民に被害が生じた場合には、 法令等に基づき適切に対応するとともに、事故の原因を究明し、再発防止策をとります。
- 8 上記に掲げるものの変更を含め、その他必要な対策について、地元と協議の上、実施します。

<問合せ先>

(一財) 茨城県環境保全事業団 新最終処分場整備日立事務所 〒316-0003 日立市多賀町2-1-4 多賀カシマビル1

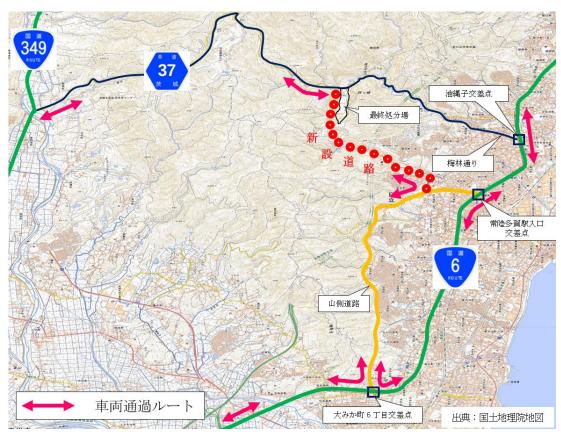
電話:0294 (33) 8731 FAX:0294 (33) 8716

E-mail: seibi@ef-kasama.or.jp

別図1 新設道路供用開始前の工事車両の運行経路



別図2 新設道路供用開始後の工事車両の運行経路



別表1 建設工事期間中の環境保全対策

影響の要因	評価項目	環境保全対策
建設機械の稼働	窒素酸化物、浮遊粒子状物	・排出ガス対策型の建設機械を使用する。
	質、二酸化硫黄	・建設機械は、不要なアイドリングを行わない。
	粉じん	・必要に応じて散水を実施する。
	騒音、振動	・低騒音型の建設機械の使用に努める。
		・振動が発生しにくいように極力高負荷運転を避ける
車両の運行	窒素酸化物、浮遊粒子状物質	・資材及び機械の運搬に用いる車両は、排出ガス対策型
		の低公害車の導入を促進する。
	粉じん	・粉じんの巻きあがりが起こりにくいように走行速度
		を順守する
	騒音	・資材及び機械の運搬に用いる車両は、急発進、急ブレ
中国公廷(1		ーキを行わず、車両は運行速度を厳守するよう請負
		業者に指導する。
	振動	・資材及び機械の運搬に用いる車両は、積載量等の交通
		規制を遵守し、アイドリング、急発進、急停車をしな
		いなどの丁寧な運転を心がける。
切土工等、処理	 水の濁り	・工事時は必要に応じて適切な規模の沈砂池を設置す
施設の設置等		る。
最終処分場の存在	地下水	・施工中の地下水位をモニタリングし、必要に応じて対
在	E 1 /1.	策を実施する。
処分場の存在、 埋立作業	動植物・生態系	・代替池を設置し、改変前に確認地点からトンボ類の幼
		虫等の移設を行う。
		・カゴノキ、キジョランの個体移植を行う。
切土工等、処理 施設の設置等	廃棄物等	・本事業で発生した建設廃棄物 (コンクリート殻) につ
		いては、建設リサイクル法等に基づき、再生利用を図
		る。
建設機械	二酸化炭素	・低燃費型あるいは低炭素型の建設機械を使用する。
		・建設機械は、不要なアイドリングを行わない。
車両運行	二酸化炭素	・資材及び機械の運搬に用いる車両は、排出ガス対策型
		の低公害車の導入を促進する。

別表2 建設工事期間中の環境モニタリング項目

区分	場所	項目
大気質	敷地境界付近、大平田集会所、 梅林通り	浮遊粒子状物質、窒素酸化物、 粉じん(降下ばいじん)、二酸化硫黄
騒音・振動	敷地境界付近、大平田集会所、 梅林通り	騒音・振動レベル、交通量
水質	処分場周辺井戸	水道水質基準、地下水位
	場内監視井戸	環境基準、塩化物イオン、地下水位、 水素イオン濃度、電気伝導度
	仮設沈砂池又は防災調整池	排水基準、水素イオン濃度、電気伝導
	放流水	度
	鮎川	環境基準

※モニタリング項目は、有識者の意見を踏まえ、毎年度見直しを実施。